

公園事業

事後評価結果準備書

国立民族共生公園

令和6年度
北海道開発局

事業名 (箇所名)	国立民族共生公園	担当課 担当課長名	事業振興部 都市住宅課 財津 知亨	事業 主体	北海道開発局					
実施箇所	北海道白老郡白老町若草町2丁目									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
主な事業の諸元	公園面積 9.6ha									
事業期間	事業採択	平成28年度	完了	令和2年度						
総事業費(億円)	採択時	30		完了時	80					
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 国立民族共生公園は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史・文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進拠点並びに将来への文化継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につながる拠点として設置される施設であり、閣議決定を経て事業化した公園である。 <p><達成すべき目的></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深める。 異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を形成する。 豊かな自然を活用した憩いの場を提供する。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現。 施策目標:良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する。 									
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	-									
事業全体の投資効率性	基準年度	-								
	B:総便益(億円)	-	C:総費用(億円)	-	全体B/C	-	B-C	-	EIRR (%)	-
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ○アイヌ文化の継承、創造発展 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的コタン及び工房において、アイヌ語の学習、物作り体験プログラムなど、アイヌ文化の継承や創造発展の取組がなされている。 ○アイヌ文化の理解及び交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・体験交流ホールや体験学習館において、アイヌ文化の披露・発信、調理体験プログラムなど、アイヌ文化の理解及び交流促進の取組がなされている。 ○地域活性化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設が立地する白老町では、観光客入込客数が増加するなど、地域活性化がみられる。 									
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に実施した国立民族共生公園の区域内における植生調査の結果、事業実施による環境の変化はみられない。 ・アイヌ文化に密接に関与する植物の計画的な維持・保全がなされるとともに、埋蔵文化財等も保全されている。 									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期北海道総合開発計画(令和6年3月12日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月に開業した民族共生象徴空間(ウポポイ)を拠点として、アイヌ文化の振興・創造、国民理解の促進、アイヌ文化の復興等に向けたネットワークの構築を図ることが明記されている。 ○新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・国立民族共生公園のオープンを4月24日(予定)から7月12日に延期 ・適宜入場制限、閉館を実施により利用者数へ影響 									
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的である「自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深める」、「異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を形成する」、「豊かな自然を活用した憩いの場を提供する」を踏まえた施設配置により、事業効果として、「アイヌ文化の継承や創造発展」「アイヌ文化の理解と交流の促進」「地域活性化の促進」に関する効果も発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要はないと考える。 									
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果が発現しており、改善措置の必要はないと考えられる。 									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・同種事業の計画・調査のあり方について、見直しを必要とする事項はなく、事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。 									
対応方針	なし									
対応方針理由	本公園の目的に沿った効果が発現していることが認められるため。									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> -									